

令和4年度第1回半田市障がい者自立支援協議会会議録

日時：令和4年5月23日（月）

10：00～11：40

場所：市役所大会議室

発言者	シナリオ
会議次第	1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 委員・事務局自己紹介 4. 会長・副会長選出 5. 議事 (1) 半田市障がい者自立支援協議会について ①設置根拠及び目的について ②令和4年度協議会組織及び専門部会長の選出 (2) 報告事項 ①各部会等の令和3年度活動報告・令和4年度年間計画 ②半田市障がい者体験的宿泊事業実施要綱の改正について ③権利擁護部会作成の冊子について ④半田市緊急時・災害時対応プランについて ⑤令和3年度相談支援実績及び令和3年度障がい福祉サービス等実績 (3) 協議事項 ①半田市地域生活支援拠点等認定要綱の改正について 6. その他 7. 閉会
委員	(出席) 会長 田中和彦 副会長 立石佳輝 委員 藤田理格、委員 金森大席、委員 中野直哉、委員 大田優子 委員 井上将志、委員 加藤友規、委員 森田貞子、委員 古橋完美 委員 今枝 徹、委員 藤井彰人、委員 竹内稔晴、委員 矢野昭男 委員 山本加代子、委員 岡崎将司、委員 金森大席、委員 杉森英子 委員 杉江徳長 (欠席) 委員 鋤田素羽、委員 石川茂子、委員 竹内奈那子 ※敬称略
市関係	(出席)

	竹部益世福祉部長、伊藤奈美子ども未来部長 学校教育課中井指導主事、幼児保育課村田指導保育士 (欠席) 酒井千恵美つくし学園長(中川主査代理出席)
事務局	杉江慎二地域福祉課長、三輪象太郎子育て相談課長 地域福祉課担当：村上副主幹、富田主事、片山書記 子育て相談課：松岡主査、三浦主事、犬塚書記 半田市障がい者相談支援センター 加藤センター長、徳山副センター長
司会 (杉江地域福祉課長)	定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回半田市障がい者自立支援協議会を開会いたします。 皆様、本日は大変お忙しい中、会へのご出席を賜りまして誠にありがとうございます。 私は、本日の司会を務めさせていただきます、福祉部地域福祉課長の杉江慎二でございます。よろしくお願いいたします。 まずは委員の皆様のご欠席等についてご報告をさせていただきます。(皆様の)お手元の、当日資料として配付いたしました名簿をご覧ください。 5番の一の草病院の井上委員につきましては、少し遅れるとのご連絡を受けております。欠席の方が3名ございます。10番のひいらぎ特別支援学校の鋤田委員、12番のたんぼ家族会の石川委員、19番の知多福祉センターの竹内委員から欠席のご連絡がございました。また、名簿の裏面になりますが、市関係者のうち、3番の酒井つくし学園長が他の業務で出席できませんので担当職員が代理出席とさせていただきますので、ご了承ください。 本日は、委員21名中、18名の出席があり、半田市障がい者自立支援協議会設置要綱第7条第2項に規定する半数以上の出席があることから、本会議は成立していることをご報告いたします。 また、傍聴のご希望がありまして、1名の方が傍聴されますのでご承知おきをお願いいたします。 それでは、次に会議資料について確認させていただきます。先ほど、ご覧いただきました名簿、次に配席表、あと、カラー印刷の知多地域権利擁護支援センターさんからいただいた3種類の資料がございます。これについては詳しくは後ほどご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 資料に漏れはございませんか。 【「はい」との声あり】 それでは、次第を見ていただきますと、いくつかの報告事項等がございますが、本日の

司会 (杉江地域福祉課長)	会議は、おおむね 12 時を終了予定としていますので、よろしくお願いいたします。 それでは、次第に沿って進めてまいります。 2. 委嘱状交付、 前回までの委員の任期は本年 3 月 31 日となっておりましたので、本年度は、委員改選の時期、ということで、今日ご出席いただきました皆様には改選に合わせて、引き続き委員をお引き受けいただきました。本当にありがたく思っております。改めまして、ありがとうございます。本来であれば、委員を引き受けいただきました皆様お一人お一人に委嘱状をお渡しさせていただくところですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から今回は机上に置かせていただきます。これをもって委嘱状の交付に代えさせていただきます。よろしくお願いいたしますので、何卒よろしくお願いいたします。 なお、委員の任期は令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間となっています。 続きまして、委員の皆様から自己紹介をいただきたいと思います。 委員の皆さまには、申し訳ありませんが、私から見て左側の列、立石委員から順にお願いします。また、その後、右側の列、藤井委員から順に、所属されている団体名とお名前をお願いいたします。 【各委員の自己紹介※列順】 委員の皆さまありがとうございました。それでは、市側の自己紹介をさせていただきます。市側は名簿順、福祉部長から行います。 【市側・事務局自己紹介】(所属、氏名) 3. 会長、副会長選出 続きまして、次第の 4 番になります。会長・副会長の選出に移らせていただきます。先ほど申しあげましたが、今回、改選ということで、会長、副会長が空いている状態です。半田市障がい者自立支援協議会設置要綱第 6 条第 1 項により会長及び副会長は委員の互選により定めるとありますので、どなたか委員の皆さまからご推薦等をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。
金森大席委員	私は専門的知見及び俯瞰的にこの協議会を見ていただける田中委員を会長に、また、現場の観点から会長を補佐していただけるであろう、立石委員を副会長に推薦します。

司会 (杉江地域福祉課長)	ありがとうございます。ただいま金森委員から、引き続き会長に田中委員、副会長に立石委員を推薦するというご意見がございましたが、他にご意見はございませんか。 (他にご意見は) よろしかったでしょうか。 それでは、会長には田中委員、副会長には立石委員ということで、委員の皆様いかがでしょうか。 【「異議なし」との声あり】 それでは、本協議会の会長は田中委員、副会長は立石委員に決定いたしました。 それでは、恐れ入りますが、田中会長は正面の会長席にご移動をお願いします。 【会長席へ移動、会長就任のご挨拶】 新しく会長に就任されました、田中会長よりご挨拶をいただきたいと思います。 田中会長お願いします。
田中会長	改めまして、会長にご推薦いただきましてありがとうございます。 日本福祉大学の田中でございます。先期も会長として務めさせていただきました。何分、力不足のところがございますが、現場の皆さまや事業所の皆さま、また行政の皆さまから様々なご意見をいただきながら、微力ながら半田の障がい福祉をより良いものにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
司会 (杉江地域福祉課長)	田中会長、ありがとうございました。 それでは議事に入ります。 半田市障がい者自立支援協議会設置要綱第7条第1項により、協議会の会議の議長は会長になると規定されておりますので、これからの議事進行につきましては田中会長にお願いいたします。
◎ 議長 (田中会長)	それでは議事に入らせていただきたいと思います。 今年度から新たに委員に就任された方もいらっしゃいますので、この協議会の目的を始めとした概要についてご説明したいと思います。 次第、5、議事の(1) 半田市障がい者自立支援協議会について、事務局から説明をお願いします。
事務局(地域福祉課片山)	地域福祉課の片山です。 今年度は委員の改選ということもあり、この自立支援協議会の概要について私から説明させていただきます。 資料 1 ページをお願いします。本協議会の設置要綱を資料として付けさせていただきます。 この半田市障がい者自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、地域の障がい福祉サービスに係るシステムづくり目

事務局（地域福祉課片山）	的として設置しております。いわば、半田市の障がい福祉施策の方向性を決めていく協議体であります。 所掌事項、組織の構成員については、記載のとおりであります。幅広い内容を様々な関係機関の皆様と協議し、より良い施策への反映と見直しを行っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 資料2ページへいただき、委員の任期は3年とさせていただいており、会長副会長を委員の中から互選により定めることとしております。この会議を第7条にある全体会に位置付けており、そのほか、所掌事務のより深い検討を行うことを目的として、別に専門部会を設置しております。 続きまして、資料5ページをお願いします。本協議会体制図と各専門部会について資料として付けさせていただいています。 資料5ページ上段の体制図内の「本会議」が本日の会議の位置づけとなります。個々の課題や困りごとから地域の課題を抽出し、その解決に導く。また、意見交換を通して皆さまからの幅広い意見を集約していく場として考えております。 体制図、本会議の下にあります「運営会議」は各専門部会の課題や、部会では検討できない内容等を運営会議で精査し、全体会に課題としてあげていく。課題解決に向けての協議会の方向性等、施策的な議論の場として位置づけ、自立支援協議会内の核となる会議体として位置づけております。 体制図、運営会議の右隣に相談支援連絡会と記載があります。こちらは半田市内の相談支援事業所の相談員のスキルアップを目的に情報共有や事例検討等を毎月開催しています。そして、その右隣の事業所連絡会については、半田市内の障がい児、者、全ての福祉サービスの事業所を対象に、情報共有、意見交換の場として位置づけています。会議の開催は不定期ですが、年間を通して頻繁に活動していきます。 そして、運営会議の下に「専門部会」として記載があります。今年度から体制を一部変更し、既存の「就労部会」「子ども部会」「権利擁護部会」は現状のまま、「地域包括ケア部会」をその目的、役割に応じて「地域生活支援拠点等部会」「地域移行部会」の2つの部会に分けて設置しました。また、体制図の専門部会の右斜め上（事業所連絡会の下）に「課題解決のためのプロジェクト」とありますが、こちらは、昨年度から引き続き、「医療的ケア支援に係る検討会」「行動障がいに係る支援体制検討会」「学生に関する検討会」の3つの検討会を今年度もプロジェクトとして位置づけ、検討していきます。 それでは、各専門部会と検討会について簡単ではございますが紹介をさせていただきます。 まず、就労部会は障がい者の一般就労や職場定着の支援、また障がい者の雇用につながる仕組み作りなどについて、市内の就労系支援事業所との情報共有、連携を
---------------------	--

事務局（地域福祉課片山）	しながら検討を進めています。 子ども部会は、障がい児とその家族が将来をイメージし、将来への選択肢が持てる仕組みづくりなどについて、市内の障がい児福祉サービス事業所さんとの情報共有、連携をしながら検討を進めています。 権利擁護部会は、「障がい者の権利を守る取り組み」、幅広いのですが、主に障がい者の差別解消や虐待防止に関する取り組みを行っています。 今年度から新たに設置しました、地域生活支援拠点等部会は、半田市では「地域生活支援拠点」の面的整備がされており、その拠点の「評価実施」を中心に、その他、課題抽出、機能評価などについて協議していきます。 同じく今年度から新設しました、地域移行部会は、障がい福祉計画にも謳われております、精神科病院や入所施設からの地域への移行について、検討する会議体です。 続きまして、3つの検討会についてご紹介します。 まず、医療的ケア支援に係る検討会は、医療的ケアを必要とする子どもとその家族を支える体制を整備するための検討の場、と、医療的ケアを必要とし在宅で生活をしている大人への地域の見守りや支援体制を整備するための検討の場として位置づけています。 行動障がいに係る支援体制検討会は、強度行動障がい児・者を支援できる人材育成と支援体制の整備に係る検討を行う場です。 最後に学生に関する検討会は、市内に日本福祉大学のキャンパスがある市の特性と福祉の人材育成の観点から学生を活用した半田市の福祉体制の構築、また、制度では賅うことのできない狭間の部分などを学生の力を借りて課題解決に向け検討する場としています。 以上になります。資料には、各部会等の目的と令和4年度の活動（計画）内容を記載してありますので、活動内容については、この後、各部会等からの報告事項で主な活動の説明がされますので私からの説明は省かせていただきます。
議長（田中会長）	ただいまの説明で何かご質問等ございませんか。 【質問者なし】 よろしいでしょうか。 ご質問等無いようですので、続きまして、② 専門部会長の選出を行いたいと思います。 ただいま、説明がありましたとおり、今年度から「地域包括ケア部会」を「地域生活支援拠点等部会」と「地域移行部会」の2つの部会に再編したことにより、部会としては、「就労部会」「子ども部会」「権利擁護部会」「地域生活支援拠点等部会」「地域移行部会」の5部会となります。

議長（田中会長）	また、半田市障がい者自立支援協議会設置要綱第8条第3項により、専門部会は、会長が任命した部会長及び部会長が指名した部会員をもって組織するとあります。つきましては、私の方から部会長の任命をさせていただきたいと思います。 ◇「就労部会」の部会長に、立石佳輝（たていし よしき）委員 ◇「子ども部会」の部会長に、藤田理格（ふじた よしのり）委員 ◇「権利擁護部会」の部会長に、金森大席（かなもり だいすけ）委員 ◇「地域生活支援拠点等部会」の部会長に、中野直哉（なかの なおや）委員 ◇「地域移行部会」の部会長に、加藤友規（かとう ともき）委員 この5名の方をお願いしたいと思いますが、委員の皆さまいかがでしょうか。 【異議を唱える委員なし】 よろしいでしょうか。それでは、「ご異議なし」と認めます。それでは部会長の皆さま、ご協力をお願いします。 それでは、（2）報告事項5件について行います。 まず ① 各部会等の令和3年度活動報告及び令和4年度年間計画について、各部会長と事務局から報告をお願いします。 ただし、時間の都合がございますので、令和4年度の主要事業についてご説明いただき、その他の報告内容は資料でのご確認とさせていただきたいと思います。 就労部会から順にお願いします。
立石就労部会長	今年度の就労部会は、7月8日に子ども部会と合同で行います「お仕事ガイダンス」「障がい者雇用フォーラム」、この2点が主要な事業となります。お仕事ガイダンスは例年、子ども部会と合同で開催していますが、今年度はそれに加えて「事業所オープン見学会」を夏休み期間中に実施します。この事業は、（障がい児・者の）ご家族の方が事業所を見学したい場合は事業所との日程調整など、そのハードルを少しでも下げられないか、と昨年度検討しました。就労部会内で事業所と調整し、複数日程を設け、ご家族の方に選択いただける形で今年度新たに実施するものです。これにより、ご家族の方には多くの施設を見学していただくことができるため、選択の幅が広がると考えております。
藤田子ども部会長	子ども部会は例年実施している事業を今年度も引き続き実施していきます。先ほど立石就労部会長からも話のありました「お仕事ガイダンス」は、保護者の方からのアンケートを基に毎年内容をブラッシュアップしながら実施をしてきております。この事業は例年特別支援学級児童・生徒の保護者の方を対象とさせていただいていましたが、今年度から特別支援学校さんも含め、対象を拡大して実施をすることとしました。そのほか、部会内に放課後等デイサービス、児童発達支援の2つのワーキンググループ（以降WG）を設置していますが、今年度は発達支援WGをより活発に議論していくことを

藤田子ども部会長	予定しています。そして、毎年ご意見等もいただいております、学童保育と放課後等デイサービスの連携のところですが、学童保育での障がい児の受け入れについて、進んではいるのですが、課題もありますのでその点について協議をしていけたら良いと考えています。
金森権利擁護部会長	資料としては16ページになります。 昨年度取り組んできました、虐待、差別解消に関する研修ですが、昨年度就労移行支援利用者を対象とした訪問型の研修を3回予定していましたが、うち2回がコロナの関係で実施できませんでしたので今年度に延期となっています。そのほか就労支援B型利用者を対象とした集合研修も予定しています。また、昨年度合理的配慮のある市内飲食店の紹介冊子を作成しました。これをどう活用していくかの検討であったり、また、飲食店のみならず、例えば観光などジャンルを変えて、ご本人たち、関係機関の方が来られるようにしたいと考えています。 そのほか、事業所連絡会と合同で「本人中心支援・意思決定支援」研修会を実施する予定です。また（昨年度は）コロナで行えませんでした、はんだ産業まつりに参加させていただいて、差別解消、虐待防止の啓発活動を実施する予定です。
中野地域生活拠点等部会長	昨年度部会の改変がございまして、令和4年度から地域生活拠点等について行っていく部会となります。各事業所向けに地域生活支援拠点等に係る説明会を開催します。また、昨年度、地域生活支援拠点等の認定を3つの事業所が受けています。一概に数が多ければ良いというものではないですが、半田市全体で支えていくことを考えるより多くの事業所が認定を受け、支援の仕組み作りにご協力をいただきたいと考えています。そのほか、半田市の地域生活支援拠点等がどのぐらいうまく行っているのか、などの評価を行うこととなっていますので、その点についても（部会で）検討していくことが必要です。 そして、本日の協議事項にもなっていますが、地域生活支援拠点等の要綱改正など、改めて、そのしくみづくりについても検討していきます。
加藤地域移行部会長	前年度、地域包括ケア部会から枝分かれして今年度から新たに設置されました部会です。長期入院の方や入所の方は不安が大きく、外に出ていくことに繋がらない状況が多くありますが、実際は福祉や介護のサービスをしっかりと利用することで重度障がいにある方でも生活していけることを目の当たりにしているというところで、昨年度はコロナの影響で病院訪問はできませんでしたが、コロナも落ち着いてきたので今年度は病院訪問を繰り返すことで、ご本人さんの思いを確認しながら課題を抽出し地域に繋げる道を作りたいと思っています。病院訪問の中で、その方たちにアンケートを行っていきたいと考えています。

医療的ケア支援に係る検討会事務局（子育て相談課三浦）	医療的ケア支援に係る検討会については、今年度大きく1点、教育・保育にかかる補填についてです。医療的ケア児支援法の施行に伴い、これまで努力義務でありました保育所や学校での医療的ケア支援が「責務」に変わりました。半田市においても「待ったなし」の課題であり、その中で半田市では令和3年度に地域の小中学校での医療的ケア児受け入れの検討を進め、エレベーター等の昇降機を有するさくら小学校、半田中学校を拠点校とし、令和4年度から看護師を配置し医療的ケアを行う取り組みを実施することしました。現在は実施についての調整を詰めています。併せまして、保育については、地域の保育園等での医療的ケア児の受け入れ体制の整備について今年度検討を行います。
行動障がいに係る支援体制検討会事務局（加藤障がい者相談支援センター長）	令和4年度の強度行動障がいの研修ですが、基礎研修を8月に実施予定です。5年間研修を実施してきており、事業所の方には広く浸透してきている現状があります。今後は医療機関等対象を拡げて、予防支援の観点からその方向性を図っていきたいと考えています。また、フォローアップ研修の方も引き続き実施していきながら、広報についても検討していく予定です。 そのほか、現在、強度行動障がい施設でもおうち（ご家族）でも困っているというケースが出てきましたので、専門家派遣の仕組みを活用して、その方の支援に取り組んでいきたいと考えています。
学生に関する検討会事務局（加藤障がい者相談支援センター長）	学生に関する検討会では、昨年度も集合型できょうだい児支援にかかるイベントを2回、開催しています。今年度も同様に小学校や中学年以上を対象にする「きょうだい会」も含めて検討をしております。また勉強会についても既に4月28日に支援の背景を知る勉強会、制度の狭間の勉強会を実施し、5月19日にNPO法人しづたねの方に講師として来ていただき、「きょうだいの気持ちを知る」研修を実施し、学生サポーターと相談支援専門員がともに学ばせていただきました。また、訪問型でご家庭の方に訪問して支援を行っており、令和3年度に引き続き、現在2ケースを実施しています。
事業所連絡会事務局（徳山障がい者相談支援副センター長）	事業所連絡会について、昨年度に引き続き、今年度も事業所向けの研修を複数企画しています。圏域会議、権利擁護部会など他の会議体と合同で研修を企画するため、実施時期が資料作成時から変更が生じていますので、今、口頭でお伝えをいたします。 まず、地域生活拠点等に係る説明会ですが、7月に知多圏域の研修と合わせて実施する予定です。次に令和5年度末までに災害時のBCPを各事業所が作成しなければならないため、今年度は自然災害BCP作成のための勉強会を12月に実施する予定です。そのほか、身体拘束の事業所体制整備に関する研修会は9月に実施予定の虐待防止の研修と合同で実施する予定です。また、「本人中心支援」に関する研修は1月に権利擁護部会と合同で実施する予定です。重ねて、昨年度までは

令和4年5月23日
第1回半田市障がい者自立支援協議会

	別でしたが、今年度は現場職員向け研修も事業所連絡会に位置づけました。現場職員向け研修は昨年度同様に実施していく予定です。
相談支援連絡会事務局（徳山障がい者相談支援副センター長）	相談支援連絡会は昨年度に引き続き、毎月第4金曜日に事例検討と他分野交流の勉強会を開催しています。それに加え5月には障がい児相談についての勉強会も実施しました。7月には「相談支援をする人として地域作り相談支援」、8月には「重層的支援体制整備事業について」、1月には「モニタリング結果の検証について」の勉強会を定例の開催日以外の日程で実施していく予定です。また、他分野交流についても事業所と調整して実施していく予定です。
議長（田中会長）	ありがとうございました。 ただいまの報告について、ご質問等はございませんか。
杉江委員	合理的配慮のある市内飲食店紹介冊子について、作っただけで終わらせずに実際にみなさんがそのお店に行って活用してください。その上で、何かあれば、事務局に伝えてください。
議長（田中会長）	他にご質問等はございませんか。 【質問者なし】 よろしいでしょうか。それでは、各部会等の令和4年度の主要事業の報告についてはこれで終わります。また、何かお気づきの点等がありましたら事務局にご指摘ください。 続きまして、② 半田市体験的宿泊事業の要綱改正について、事務局から説明をお願いします。
事務局（地域福祉課富田）	【体験的宿泊事業実施要綱改正】 半田市障がい者体験的宿泊事業実施要綱について、改正手続きを行い、令和4年1月21日付で施行しましたので内容についてご報告します。（資料31ページ。） 半田市障がい者体験的宿泊事業については、これまで障害者総合支援法に基づく短期入所及び日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、B型、自立訓練、グループホーム）を実施している事業者、及び児童福祉法に基づく児童発達支援又は放課後等デイサービスを実施している事業者を指定登録要件としておりましたが、今般の改正はこれに生活保護法に基づく救護施設を運営する事業者を加えるものです。 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設であり、生活保護法第38条第1項第1号を根拠とします。 改正にあたり、指定を想定している施設は、市内にあります、愛厚新生寮さんです。 当該施設には、対処に向けた自立訓練を目的とした、自活訓練棟という設備があ

事務局（地域福祉課富田）	り、その構成は概ね一般のワンルームアパートと同等のものです。 今回の改正により、この施設を体験的宿泊事業に使うことで、より実際の一人暮らしに近い形で宿泊体験が可能となり、グループホーム（以降 GH）から一人暮らしへの移行、あるいは、現在在宅でお暮らしの方で GH か一人暮らしかで迷いのある方に体験の機会を設けることができることが期待されます。 改正後の現在の状況については、まもなく指定の書類が先方より提出される見込みです。指定と受け入れの体制等が整いましたら相談支援連絡会等を通して相談員への説明、情報提供を行ったうえで利用に繋げていきたいと考えています。
議長（田中会長）	ただいまの説明について、ご質問やご意見はありませんか。 【質問者なし】 無いようですので、次に移ります。 続きまして、③ 権利擁護部会作成の冊子について、金森権利擁護部会長から説明をお願いいたします。
金森権利擁護部会長	本日の資料の別添冊子「誰もが暮らしやすいまちはんだ」についてご説明します。 こちらは、合理的配慮の提供について具体的にどのような形で理解を深めていけばよいのか、ご本人と支援者の方に一緒に飲食店に行っていただいて、飲食店の状況を調べ、それを冊子に掲載していく。こういったことで、合理的配慮とはどういったものであるのか、ということを示していくのが良いのではないかと考えて作成したものです。障がい者自立支援協議会で障害者差別解消法に基づき本取組みを実施しているところではありますが、障がい者に限った話ではなく、そういった配慮があれば、みなさんが暮らしやすいまちになるという理念のもと作らせていただいたもので、実際にお店に取材に行きましてどういったことで配慮していただいているのかをお聞きし、書かせていただきましたし、現場でその状況を見させていただきました。多くのお店にご協力をいただき、非常に熱心に取り組まれているお店もあり非常に感動しました。特別な配慮をしているということではなく、お客様という気持ちで、当たり前のこととして取り組まれているお店もありました。 冊子では合理的配慮のアイコンをつくり、SDGS に寄せたような形になっています。写真を多く取り入れるなどしています。先ほど杉江委員からもご意見がありましたが、実際に行っていただくと、新たな発見もあるかと思います。さらに望ましい形であったり、自分にとって十分な配慮がされているなど、感じる場所があるかと思います。それは、ご本人の障がいによって、様々であるかと思うので、今回こういった形で合理的配慮がされていると示させていただいていますが、逆に不便であると感じる状況もあろうかと思っています。実際にこの冊子を活用し現場に行っていただいて感じたところをご意見いただくと、冊子の修正等もしていけると考えています。先ほども申しましたが、これを機会にジャンルを拡げていけると、さらにいろいろな方に関わって、冊子を作る過程で「合理的配慮」とい

金森権利擁護 部会長	うものを意識、感じ取っていただくことができるのではないかと考えています。 杉江委員からは先ほどご意見をいただきましたが、本件について、一番現場に行かれていますので、感想をお聞かせいただきたいと思います。
杉江委員	実際にお店を回って分かったことは、障がいのある方を受け入れているお店が増えてきたということです。また、多くの就労系の事業所で飲食を行っていることに驚きました。障がいのある方がお店に出かけることで、さらに（合理的配慮は浸透し）お店が良くなっていくと思います。
議長（田中会 長）	ただいまの説明について、ご質問やご意見はありませんか。 【質問者なし】 よろしいでしょうか。冊子については、様々な情報が入ってくると思いますので適宜更新をしていただいてより良いものにしていただきたいと思います。 それでは、次の議題に移りたいと思います。 続きまして、④ 半田市緊急時・災害時対応プランについて、事務局から説明をお願いいたします。
事務局（地域 福祉課片山）	昨年度、この協議会で委員の皆様にお示ししましたが、半田市緊急時・災害時対応プランにを、初めて見る方もいらっしゃると思いますので、改めて説明させていただき、併せて運用開始してからの現状をお伝えします。 資料の45ページをお願いいたします。 まず、このプランの経緯と概要についてです。このプランを運用することとなった経緯は、主介護者の入院等で在宅の障がいのある方の介護者が不在となり、緊急的に施設に一時的な入所が必要となったとの相談が複数件生じました。これまで施設利用の経験がなく、対応に苦慮したこと、また、令和3年度の災害対策基本法の改正により、高齢者や障がい者のうち、自ら避難することが困難な方、いわゆる、避難行動要支援者と呼ばれる方に対して災害時の個別避難計画の作成が市の努力義務となったことを踏まえ、半田市では、障害福祉サービス利用者を対象に、緊急時と災害時の双方を組み合わせた半田市緊急時・災害時対応プランを作成し、運用することとしました。 このプランの目的としては、大きく2つあります。 一つ目は、資料の活用方法の1番の本人や家族等に緊急時や災害時について、事前に備えてもらい、自助意識を持ってもらうこと。 二つ目は、活用方法の2番の、このプランを運用する中で取得したデータを、緊急時及び災害時の際の対応に活用することです。二つ目については、具体的に申し上げますと、緊急時では、予め主たる介護者だけでなく第二までの緊急連絡先を確保すること、また、このプランを作成することで炙り出される、緊急時に福祉サービスの調整の必要な方の把握、そして、平常時からの緊急時に備えた福祉サービスの利用調整を

事務局（地域福祉課片山）	目的とします。一方で災害時では、本人が避難する避難先のデータをまとめ、避難所ごとの避難者数の把握、避難所の体制、備蓄物資の検討材料等に活用していくことを目的とします。 続いて。このプランの事業の流れについてです。 令和3年10月末更新の福祉サービス利用者から、このプランの作成を福祉サービスの更新と合わせて開始し、今年の9月末更新の利用者をもって一巡します。2巡目からは、毎年度のサービス更新に合わせて、既に提出いただいている情報の見直しをしていただく形で運用して、必要に応じて修正をかけていく形を想定しています。このプランは市のみが情報を保管するのではなく、基幹相談と担当相談員、利用している事業所に対して、利用者ごとにまとめて配付し、情報を共有していきます。 また、プラン内の一部の部分に限って、本人の住んでいる地域の避難支援等関係者にも情報を共有していく予定で現在考えております。 46ページをお願いします。 この緊急時・災害時対応プランはあくまで障がい福祉サービス利用者のみを作成対象としているため、先程、経緯・概要でお話した、努力義務となっている避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成は今年度以降、順次作成に取り組んでいくかたちとなります。 このプランと個別避難計画の関係図を示すと46ページの図のとおりです。（プラン作成者の中に）避難行動要支援者の対象となる方が一部いる中で、その対象にならない福祉サービスを利用している方もこのプランで把握することになります。 なお、緊急時・災害時対応プランの様式は資料51ページ、52ページです。こちらを、福祉サービスの更新の際に担当相談員と作っていただき、市に提出をいただいています。ここに記載された個々の内容を提出された方から、地域福祉課と子育て相談課で大人と児童のそれぞれをデータ化している状況です。 それでは続いて、運用開始からの現状報告です。 資料は47ページから49ページです。なお、資料内の数値に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。49ページの介護者不在時のチェックフロー、こちらの中で項目②、項目1-1、施設への一時入所が必要、の部分で児童が16、大人が41となっておりますが、正しくは児童が18、大人が47ですので訂正をお願いいたします。 このプランは現在約500名の提出がある状況で、担当相談員の協力のもと、対象者からは着々と提出をいただいている状況です。 この資料は、4月時点で、提出のあった413名分についてデータ化しております。しかしながら、分析や検討までは今の段階では至っておらず、機会的に集計をしている段階であります。分析や検討は今後、ある程度、データが蓄積されてから行う方向で考えております。 47・48ページは、避難先毎の避難者数の数を計上、49ページは、上の部分が避
---------------------	---

事務局（地域福祉課片山）	難支援の有無、下の部分が緊急時の福祉サービス調整の必要の有無に関する集計です。いずれも、このプランの今後の活用を想定した集計としてとっています。 ただ、その中でも、49 ページの下部分の介護者不在時のチェックフローについては、項目内の1番右の項目（項目②のうち、現在短期入所利用なし。緊急時に一時的な入所が必要だが、現在、短期入所を利用していない）に当てはまる方については、統計で45名いらっしゃいますが、この方については、随時担当相談員に対し、平常時からの短期入所の利用の調整をお願いしております。その中で、社会資源の限界もあると感じております。実際には短期入所ではなくGHで緊急時を免れた方たちもいるため、本人の状態象が短期入所でなければならないのか、ヘルパーによる一部支援で対応可能か、GHの体験で対応可能かという点も含め、今後運用を検討していく必要があるとこれを開始してから感じたことであります。 全体を通して、このプラン運用がゼロからのスタートであります。まずは自助意識の向上を第一の目的として運用を開始したところであります。ですので、まだまだ調整不十分な部分も様式、運用に多々あることを承知しております。しかしながら、運用をスタートしたか、していないかがまずは重要な点であると思っておりますので、この事業を進めていく中で、どんどんより良い形へとこのプランが進化していければという認識であります。また、運用をスタートしてから、この会議をはじめ、運営会議や実際に現場で協力いただいている相談員からも項目の追加に関することや運用などについてご意見もいただいているところです。これらを踏まえまして、地域福祉課と子育て相談課、そして運営会議で検討し、2巡目からは現状のものに修正をかけた様式や運用に変えていくよう調整していきたいと思っております。また、このプランについては今後、運営会議を主として、年単位で見直しを行っていきたくと考えております。 皆様におかれましては、引き続き、本取り組みへのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
議長（田中会長）	ただいまの事務局からの説明について、ご質問やご意見はありませんか。 【質問者なし】 無いようですので、次に移ります。 続きまして、⑤ 令和3年度相談支援実績及び令和3年度障がい福祉サービス等実績について、事務局から説明をお願いします。
事務局（地域福祉課富田）	まず、令和3年度障がい福祉サービス等実績についてご報告いたします。 資料は53ページからとなります。 訪問系サービスについては、令和3年度、時間数等大幅に伸びております。こちらにつきましては、重度訪問介護の利用者が増加したことの影響によるものと考えております。次に日中活動系サービスについてですが、生活介護につきましては若干利用者の減がありまして、日数が減少しております。続いて就労移行支援につきましては、

事務局（地域福祉課富田）	コロナの影響もあり、就職環境が悪化していることが少なからず利用者の減少に影響をしているものと考えます。一方で就労継続支援 B 型につきましては、これまでも大きく伸びている傾向がありましたが、就労移行支援を使った後に就労移行支援 B 型に移行する方もいらっしゃる（利用が）伸びている傾向が続いています。56 ページ、短期入所、福祉型のサービスにつきましては、これまでもコロナの影響を大きく受け、実績が減少しており、令和 3 年度もこの傾向が継続しているものです。短期入所につきましては、緊急時の支援も重要ですが、緊急対応に至る前からの定期的な利用が望ましいため、コロナの（感染）状況を見つつ、必要な方には利用を促していくことを考えています。続いて居住系サービス、まず自立生活援助につきましては開始時より年々増加しております在宅生活を支援するという趣旨もあり今後も増加見込みです。グループホームは近年少しずつですが事業所が増えている状況があり、利用者の増に影響していると考えています。こちらはまだまだニーズがあると思いますので、（受け入れる）事業所が増えれば、利用も増えていくと思います。
事務局（子育て相談課犬塚）	【障がい児通所サービス実績について】 ここからは障がい児通所サービスについてご説明します。（資料 58 ページ～60 ページ）障害児通所サービスについては、59 ページ注釈にもありますとおり、保育所等訪問支援は年間の利用日数を記載しています。それ以外のサービスについては、利用量の欄に各年度の 3 月分の実績を記載しております。また、月あたりの平均利用量については年間の各月の利用件数を 12 で割った数で算出しております。障がい児の通所サービスにつきましても、（先ほどの障がい者（大人）と同様に）新型コロナウイルス感染症の影響を受け利用量が減っています。各サービスの実績については記載の通りです。特筆すべき点は、保育所等訪問支援の利用日数の増加です。こちらについては、民間事業所の事業開始に伴い、昨年度と比べ大幅に実績が伸びています。
事務局（地域福祉課富田）	【地域生活支援事業】 続きまして、資料 61 ページからの地域生活支援事業（の実績）についてご報告します。まず、成年後見制度利用支援事業についてですが、令和 3 年度（の実績）は 0 件となっています。この事業は元々年度ごとにばらつきがある事業であり、令和 3 年度の市長申し立ての件数が全体として 5 件で全体としても例年と比較し少ない年でした。次に 62 ページ、手話奉仕員養成研修事業ですが、前年度と比較し人数が増えています。これは、前年度まで平日の日中に開催していました講座を夜間開催に変更したことで受講人数が増えたと考えています。次に、⑥地域活動支援センター機能強化事業についてですが、こちらは、半田市がフリースペースを設置しており、令和 2 年 7 月から現在の事業者（NPO 法人リナスト）に委託して実施しています。事業者と市で定期的に協議等を行い、コロナ対策を行いつつ、利用者増の取組みを継続して実施してきたところであります。コロナの影響もあり、（活動内容の）企画に制限を加えなければいけない状況もありましたが、事業開始当初からの目的である就労に繋

事務局（地域福祉課富田）	がる企画やボランティア活動への参加等を十分な感染対策を講じながら実施していきたいと考えています。 次に 64 ページの、⑨「居室確保事業」、こちらは体験的宿泊事業になります。事業の制度上の課題もあり、令和3年度は指定件数が少し減ってしまいましたが、今後は増えていくように取り組んでいきます。 令和3年度の障がい福祉サービス等に係る説明は以上です。
事務局 （加藤障がい者相談支援センター長）	【障がい者相談支援事業実績報告】 続きまして、障がい者相談支援の実績を報告します。資料 65 ページからになります。 まず、委託相談実績について、数値等は資料のとおりですが、今年度の特筆事項として、68 ページ専門機関への紹介欄をご覧ください。 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、社会福祉協議会の緊急小口貸し付けの相談が多数ありました。その中に障がいのある方やそのご家族への貸し付けも多くあり、今まで（支援に）結びついてこなかった外国籍の方、障がいがある方で今までは働いていて、今回コロナ禍の影響を受け（就労に）難しさが生じた方などで緊急小口貸付の相談から（センターの）新規相談に繋がったというケースが多くあったということが（令和3年度の）傾向としてあります。次の、就労・就業についての相談についてですが、③就職者 29 名、実習者 24 名と、前年度より増加しています。実習等については、企業から障がい者を直接雇用したいとセンターに連絡があり、センターから就労支援事業所に希望者を呼びかけて会社見学や実習を行えたケースが多くありました。こちらは、今まで、数年にわたり（センターの）就労担当が企業回りをしてきたこと、また、実際に障がい者が就労してきた実績のある企業さんが、雇用人数を増やしたいという声があがってきたことなどがあります。また、企業に向け出前講座を実施してきたことも、個人の特性または配慮についても企業が理解をされて就労に結びつけられたと考えています。以上が令和3年度の特徴的な点です。 次に 70 ページ、基幹相談実績をご覧ください。総合的・専門的な相談支援の実績、困難ケースの動向について、例年より件数が増えている状況であります。相談支援センターから指定相談に移行したケースが増えています。 71 ページ、権利擁護・虐待防止に関することとして、虐待の受理会議が 28 回とあります。私は圏域アドバイザーも務めさせていただいているのですが、圏域においても、半田市の通報件数は多いと感じます。これは、悪いことではなく、研修等の実施により障がいのある方への虐待に関する意識が高くなっているためだと考えています。半田市では気になったら連絡するという意識が根付いていることが（実績の数値の）背景にあると考えています。 また、71 ページに自立支援協議会の運営に関することの報告がされていますが、他市町と比較し、自立支援協議会の各部会や研修等が数多く、丁寧に行われていま

事務局（加藤障がい者相談支援センター長）	す。最後に 75 ページ上段をご覧ください。昨年度は、地域生活支援拠点等の評価であったり、障害者差別解消法、コロナも含めた感染症 BCP の作成、虐待防止委員会身体拘束の指針など各事業所が取り組まなければならないような国の施策の変更もありました。そういったことも、自立支援協議会を活用して体制整備に取り組めたことが成果だと感じています。 加えて、最近、外国籍の方の福祉サービスの利用相談が増えています。半田市では通訳者の配置もされており、今はポルトガル語、中国語の通訳者派遣を実施されています。国籍により障がいへの理解も異なるため、通訳者に（その国の）文化に応じて説明をしていただくことで、適切な相談支援が実施できていると感じています。
議長（田中会長）	ただいまの説明について、ご質問やご意見はありませんか。 【質問者なし】 無いようですので、以上で報告事項を終わります。 次に、（３）協議事項 1 件を行います。 ① 半田市地域生活支援拠点等認定要綱の改正について、事務局から説明をお願いします。
事務局（地域福祉課富田）	半田市地域生活支援拠点等認定要綱の改正についてご説明いたします。 半田市では「半田市地域生活支援拠点等認定要綱」を令和 2 年 7 月 27 日付で施行しまして、これまで 3 つの事業所さんを認定し、運用してきたところです。 今般、昨年度までの地域包括ケア部会での議論を踏まえまして、より広範な事業所の参画を促し、半田市における地域生活支援拠点等の機能の強化、拡充を図るため要綱改正を実施しようとするものです。 具体的な改正内容ですが、まず、第 3 条により別表認定基準の③緊急時の受け入れ、対応を含む 3 つ以上を満たした場合に認定してきたものを 2 つ以上に改めようとしています。なお、③を含むことを必須とすることに変更はありません 次に第 8 条の 2 を新設し、市及び認定事業所で構成する連携会議を設置し、認定事業所には会議への参加を義務付けることとし、長期的に情報、課題共有等を行い、連携を密にしていきます。 次に別表認定基準の内容についてですが、まず、①相談を二段構成としイを新設し、ア又はイのどちらかを満たすことで①を満たすものとします。同じく③の緊急時の対応についても二段構成とし、イを新設し、ア又はイのどちらかを満たすことで③を満たすものとします。 1 のイと③のイについては、事業所において記載の内容の体制整備を求め、当該体制の内容を運営規程に記載することを要件としておりますが、この求めている当該体制につきましては、単独事業所での整備に加え、法人内の他事業所と連携して整備すること及び他法人と連携して整備することも認める内容としております。なお、

	法人間の連携においては、契約行為や協定により担保していただくことを想定しております。 次に④専門的人材の確保、養成について、記載の研修を終了した職員の配置を求めています。こちらの専門性の高い研修を見定めた上で追加していく方針ですが、今後の新規研修等にも柔軟に対応するため、現在記載されている研修内容に「その他市長が別に定める研修」を加えることとします。その中で追加を検討している研修は、主任相談支援専門員研修、行動援護従事者養成研修、同行援護従事者養成研修、喀痰吸引等研修です。今後、さまざまな研修が出てくるのが想定されますので、都度、部会で検討し、追加していきたいと考えています。 以上が改正内容に係るご説明となりますが、昨年度本件改正は地域包括ケア部会で検討してまいりましたので、部会長を務めていただいております中野委員からこれまでの検討過程について一言ご紹介いただいたうえで、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思いますのでよろしくお願いいたします。
中野地域生活拠点等部会長	昨年度、部会の協議の中で出た意見等を少し紹介させていただきます。 先ほど、事務局からも説明がありましたが、今現在、地域生活支援拠点等の認定を受けている事業所が3カ所にとどまっている状況です。この件数が、多い又は少ない、ということも含めて今年度実施する評価になってきますが、やはり、多くの事業所さんに参画いただき、支える仕組みが必要であるということを基に昨年度検討をしてきました。そういった中で、認定基準が厳しい、これは他市町との比較も行い、（半田市は）かなり具体的で、事業所側からするとクリアしづらい基準でありましたので、ハードルを少し下げること検討してきました。どこまで下げるか、という議論の中で、1年間の活動実績などさまざまな意見がある中で、第8条の2、地域生活支援拠点等連携会議への参加を必須とし、認定されて終わり、ということではなく、これから一緒に活動していく、この会議に参加していただくことで、表現が適切ではないかもしれませんが質の担保を図りたいとするものです。
議長（田中会長）	ただいまの説明について、ご質問やご意見はありませんか。 【質問者なし】 無いようですので、以上で協議事項を終わります。 以上で本日の議事はすべて終わりましたので、進行を事務局へお返しします。
司会 （杉江地域福祉課長）	田中会長、議事の進行ありがとうございました。 本日の議事について、報告事項が多く、また、専門的というか、わかりづらい点が多かったことについて、何卒ご容赦をいただきたいと思います。そういった点もあり、ご質問、ご意見等を発言がしづらかったとも感じておりますので、この後、資料等をご覧いただいて、疑問、不明点等がございましたら、電話、メールまたは直接でも結構ですので地域福祉課までお願いします。

令和4年5月23日
第1回半田市障がい者自立支援協議会

	最後になりますが、6. その他 として、次回の自立支援協議会の日程について確認させていただきます。次第の一番下に記載したとおり、令和4年12月21日（水）10時から、本日と同じく、市役所大会議室での開催を予定しています。新型コロナウイルスの感染状況によっては開催方法等を変更する場合がございますが、いずれにいたしましても会議の開催については、改めて委員の皆さまにご案内をさせていただきますので、取り急ぎ、この12月21日のご予定をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 最後に全体を通して何かご意見等はございますか。
金森委員	先ほど自己紹介で、知多地域成年後見センターは知多地域権利擁護支援センターとして名称を変更しましたことをご挨拶させていただきました。本日追加資料として（名称変更に伴い）新たに作成しましたパンフレットをお配りさせていただきました。名称の変更の理由は成年後見制度利用促進法に照らして中核機関としての業務を行っていくことにあたり、これまで（名称変更前）も取り組んできたことではありますが、法に照らして整理したところです。また、5市5町で行ってきたなかで、今年度から大府市が外れまして4市5町となりましたので、これもきっかけのひとつとして、名称を変更したものです。5月29日、今週になりますが、名称変更にかかる記念の講演会を開催します。まだ申し込み可能ですので、ご参加いただける方がいらっしゃいましたらご参加をお願いします。講演者の佐藤先生ですが、今回は予算措置がされているのですが、虐待相談のホットラインという、電話相談ができる機会を今回設けておりまして、これがどういうことかと申しますと、4市5町で虐待の通報があったときに、法的なところで迷いが生じることがあったと聞いています。そういったときに、専門的な知見から相談できる機会として予算措置ができましたので、この講演会で佐藤先生がどういった方なのか等を知っていただけたらと考えています。そのほか、研修のチラシも配付させていただきましたのでご覧いただければと思います。
司会（地域福祉課長）	委員の皆さまには、長時間に渡りご協議いただきありがとうございました。 以上を持ちまして、令和4年度第1回半田市障がい者自立支援協議会を閉会します。本日は誠にありがとうございました。